

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
弁護士 鈴木 克昌

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 2025年1月29日

【提出日】 2025年2月5日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 i s p a c e
証券コード	9348
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート7 15、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1996年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 水本 真矢 鈴木 彬史 井上 勝寛
電話番号	03-5220-1906

(2)【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 8,250,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 8,250,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		8,250,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		8,250,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年1月29日現在)	V	101,602,783
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.51
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.27

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年12月3日	株券	2,750,000	2.50	市場外	取得	547円(第 三者割当)

2024年12月3日	新株予約権証券 (第15回新株予約権)	2,750,000	2.50	市場外	取得	新株予約権 1個当たり 753円(第 三者割当)
2024年12月3日	株券	2,750,000	2.50	市場外	処分	545円
2025年1月16日	株券	100	0.00	市場内	取得	
2025年1月21日	株券	100	0.00	市場内	処分	
2025年1月29日	新株予約権証券 (第16回新株予約権)	2,750,000	2.50	市場外	取得	新株予約権 1個当たり 1,443円 (第三者割 当)
2025年1月29日	株券	2,750,000	2.50	市場外	取得	802円(第 三者割当)
2025年1月29日	株券	100	0.00	市場内	取得	
2025年1月29日	株券	2,750,000	2.50	市場外	処分	666円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はCVI Investments, Inc. (以下「割当先」という。)との間の投資一任契約に基づき、割当先のために株券等への投資を行う権限を有する。

< 第14回、第15回新株予約権及び第16回新株予約権 >

- (1) 譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。
- (2) 発行者が一定の取引を行った場合等において、割当先が発行者に要求した場合、発行者は、新株予約権を、ブラック・ショールズ価格で買い取る。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	83,240
上記(Y)の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	83,240

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地